

障発0315第3号  
平成25年3月15日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が改正され、法律の名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるとともに、併せて同法に基づく政省令等が改正され、平成25年4月1日施行されること等に伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正したので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につきご配慮願いたい。